

2019年2月19日  
全国港湾 18 発第 64 号  
港運同盟発 19—第 5 号

一般社団法人 日本港運協会  
会長 久保 昌三 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 新屋 義信

## 2019年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書

港運労使が、積極的にユーザーにもものを言い、行政に必要な提言を行い必要な改善を取り組むことが求められています。そして、港湾労働者が将来を展望でき、安全で安心して働き続けることのできる条件を整え、若い人材を迎え入れることができる条件を作り上げることが重要と考えています。こうした立場から、2019年度の産別制度、産別協定の改定に関し、下記の通り要求します。

なお、これまでの春闘などで、継続課題として専門委員会などで協議している課題については、春闘中に鋭意交渉を進め、19春闘合意事項に反映できるよう取り組むことを要求します。

### 記

#### 1. 雇用基盤と港湾労働の安定について

- (1) 日港協として、認可料金制度(国土交通省の認可する料金制度)の復活・確立をめざす取り組みを具体化すること。また、必要な場合は、行政や国会に働きかける取り組みを進めること。
- (2) 船社の統合、アライアンスに係る港運事業の業域と港湾労働者の職域を確保する課題について、次の措置を講ずること。
  - ① 産別協定第9条による事前協議制度、及び、「船社の航路再編・統合等、アライアンスに関する中央事前協議会議事録確認(17年3月1日付)」の厳正運用で対応すること。
  - ② ターミナル集約、元請事業の再編のある場合は、全国港湾・港運同盟の合意なしに実施しないことを、船社と確認すること。
- (3) 港湾倉庫・特定港湾倉庫について
  - ① 港頭地域の倉庫・物流施設については、貨種を問わず全て事前協議事案として、事前協議制度の改定を行うこと。

- ② 港頭地域の倉庫・物流施設を、港湾運送事業者の業域、港湾労働者の職域とすべく、6大港にあっては港湾労働法上の港湾倉庫、その他の地方港にあっては派遣法上の特定港湾倉庫として指定するよう、行政などへの働き掛けを労使で行うこと。
- (4) 港湾労働法の全港・全職種適用に向けて、関係行政などへの働きかけなどの具体的な取り組みを進めること。
- (5) ゲート業務(シールチェック、ダメージチェック等)を、港湾労働者の職域とするよう必要な措置を行うこと。港湾運送事業者以外が業務している場合は、順次切り替える措置を行うこと。
- (6) 港湾作業における「自動化・機械化」導入に反対すること。

## 2. 賃金・労働条件の向上・産別協定の改定について

- (1) 現行の産別労使協定の適用対象を、特別な場合を除き「全港・全職種」とする改定を行い、それに沿って、既刊の「協定書・確認書」を2012年以降の諸協定を組み入れて編纂・刊行すること。
- (2) 産別制度賃金の改定について
  - ① 19年度の産別最低賃金を184,500円(日額：8,022円)とすること。
  - ② 19年度あるべき賃金について、別表の通り改定すること(現行協定の6%アップ)。
  - ③ 基準賃金を全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。
  - ④ 標準者賃金を264,600円に改定し、当該労働者(検数・検定小委員会での定義を適用)の賃金を到達させること。なお、標準者賃金は基準内賃金として適用すること。
- (3) 傘下各組合の賃上げ・労働条件向上の要求に誠意を以ってこたえること。

## 3. 諸労働条件の整備(既存協定の履行等)による職場環境の改善について

- (1) 人員不足に対応するため、積極的な「人員増」を各社で取り組むこと。そのために、日港協として「人材確保」のための社会的アピールなど業界団体として可能な施策を実施すること。
- (2) 定年延長に伴う諸制度の整備について
  - ① 2025年3月末を待つことなく、今年度から65歳定年制度の実施に向けた条件整備を整えること。
  - ② 港湾年金の支給要件について、港湾年金制度に加入する事業者のもとで、定年・雇用延長を問わず、65歳の誕生日までに18年以上を勤務したものに、年金受給資格を付与できるよう制度改定を行うこと。

- (3) 週休二日制の実施と時間外割増率の設定について
- ① 2020 年度までに週休二日制実施が可能となるよう、19 年度から諸制度の見直しを行なうことで実施に踏み切る条件を整えること
  - ② 時間外割増率を次の通りとし、全港・全職種適用の産別協定として創設すること。
    - イ、平日：早出/半夜=60% 平日深夜=100%
    - ロ、土曜休日：昼間=100% 半夜=125% 深夜=150%
    - ハ、日曜・祝日：昼間=200% 半夜=225% 深夜=250%
- (4) 労災企業補償制度を、産別制度として確立すること。その最低基準は下記の通りとすること。なお、安全専門委員会での協議で、協会の対応は 18 春闘協定時より後退しており、あらためて、産別団交で解決すること。

＜労働災害企業内補償の産別最低基準要求 @=万円＞

遺族補償	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
4,000	4,000	4,000	4,000	2,750	2,360	2,000	1,670
	8 級	9 級	10 級	11 級	12 級	13 級	14 級
	1,180	910	710	520	370	240	130

#### 4. 自然災害から労働者を守る対策について

- (1) 各社(事業所)のBCP(Business Continuity Planning)を、労働者の安全を担保してから復旧・事業再開などの計画に進むよう改善すること。
- (2) 企業・地域(港)単位で、労働者の安全を一義とした対策マニュアルを作成し、労働者への周知と定期的な訓練を行うこと。
- (3) 現行の保険制度では高潮被害が対象にならないなどの不合理性があることに鑑み、日港協として「港湾職場にマッチした自家保険」の創設を検討し実施すること。

#### 5. 45f コンテナの公道走行が、輸入などでやむを得ない場合、ターミナル事業者・港湾管理者・労働組合の3者が、先導車(誘導車)を付けることと道路使用許可書を確認してはじめて搬出できることのルールを確立すること。

#### 6. (付記) 継続協議中の下記の課題について、春闘期間中に専門委員会等を開催し、問題の解決を図り、春闘協定に盛り込むこと。

- (1) 港労法問題労使検討委員会としての課題
  - ① 港湾労働法の全港・全職種適用を進める具体策の検討
  - ② 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定に向けた具体策の検討
  - ③ 同委員会のもとに設置した委員会において、産別協定第 14 条の所謂「日雇い不使用協定」を、より実効あらしめる施策の検討。

- (2) 改訂 SOLAS 条約にもとづく「重量証明」を、港湾運送を熟知した第三者証明機関である4検(日本貨物検数協会、全日検、日本海事検定協会、(株)シンケン)が行うよう荷主に働きかけ、その実効性を高める施策を検査部会(労使)で具体化すること。
- (3) 関連事業者の労働環境整備に向けた「支援策」の検討と労使協議の再開。
- (4) 17 春闘協定 1-(7)項にもとづく、インランドデポなどのドライポートの拡大のもたらす港運事業への負の影響を勘案し、これ以上の拡大に反対する対策の検討。
- (5) 四国地区での労使協議体制強化と三島川之江港の指定港化に向けた関係者への働きかけの強化。及び、国際バルク戦略港湾政策の下で、坂出港において雇用と職場が喪失の危機に直面していることに対する、業界団体としての必要な対策を講じること。
- (6) 「指定事業体」に係る「指定事業体問題」の到達点に立って、引き続き検討を進めるとともに、港湾労働法の適用拡大の課題なども含め、検数・検定小員会の協議を促進すること。

以 上

別表 19春闘 産別あるべき賃金要求表

現行 19春闘要求  
産別最低賃金: 164,000/168,920 184,400

年齢	現行あるべき賃金			19春闘 あるべき賃金要求		
	基本給	その他手当	基準内賃金	改訂基本給	その他手当	改訂基準内
18	159,200	25,000	184,200	168,800	25,000	193,800
19	161,600	32,000	193,600	171,300	32,000	203,300
20	164,000	39,000	203,000	173,900	39,000	212,900
21	166,500	41,000	207,500	176,500	41,000	217,500
22	169,000	43,000	212,000	179,200	43,000	222,200
23	171,400	45,000	216,400	181,700	45,000	226,700
24	173,900	47,000	220,900	184,400	47,000	231,400
25	176,600	49,000	225,600	187,200	49,000	236,200
26	178,900	51,000	229,900	189,700	51,000	240,700
27	181,300	53,000	234,300	192,200	53,000	245,200
28	184,100	55,000	239,100	195,200	55,000	250,200
29	186,400	57,000	243,400	197,600	57,000	254,600
30	188,900	68,000	256,900	200,300	68,000	268,300
31	192,300	72,000	264,300	203,900	72,000	275,900
32	195,800	76,000	271,800	207,600	76,000	283,600
33	199,300	80,000	279,300	211,300	80,000	291,300
34	202,900	84,000	286,900	215,100	84,000	299,100
35	206,400	95,000	301,400	218,800	95,000	313,800
36	209,900	100,000	309,900	222,500	100,000	322,500
37	213,400	105,000	318,400	226,300	105,000	331,300
38	216,900	110,000	326,900	230,000	110,000	340,000
39	220,400	115,000	335,400	233,700	115,000	348,700
40	223,900	130,000	353,900	237,400	130,000	368,900
41	227,400	135,000	362,400	241,100	135,000	376,100
42	230,800	140,000	370,800	244,700	140,000	384,700
43	234,400	145,000	379,400	248,500	145,000	393,500
44	237,900	150,000	387,900	252,200	150,000	402,200
45	241,400	165,000	406,400	255,900	165,000	420,900
46	243,900	170,000	413,900	258,600	170,000	428,600
47	246,400	175,000	421,400	261,200	175,000	436,200
48	248,900	180,000	428,900	263,900	180,000	443,900
49	251,300	185,000	436,300	266,400	185,000	451,400
50	253,900	200,000	453,900	269,200	200,000	469,200
51	256,200	202,000	458,200	271,600	202,000	473,600
52	258,700	204,000	462,700	274,300	204,000	478,300
53	261,300	206,000	467,300	277,000	206,000	483,000
54	263,700	208,000	471,700	279,600	208,000	487,600
55	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
56	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
57	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
58	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
59	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
60	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
61				282,200	210,000	492,200
62				282,200	210,000	492,200
63				282,200	210,000	492,200
64				282,200	210,000	492,200
65				282,200	210,000	492,200